

議案第 5 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

本条例で定める特別職の職員が月又は年の中途において就職又は退職等した場合における日割又は月割による報酬の計算方法及び投票管理者等の担い手不足に対応するために所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年里庄町条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則に次の2条を加える。

（報酬の支給）

第5条 月額又は年額をもって定められている特別職の職員が、月又は年の中途において就職又は退職若しくは死亡した場合は、その就職した日から又は退職若しくは死亡した日まで、それぞれ日割及び月割により計算した報酬を支給する。

2 前項の規定による日割計算の方法は、月額報酬額（年額をもって定められた報酬については当該報酬額を12で除して得た額）に就職又は退職若しくは死亡した日の属する月における在職日数を乗じ、その月の現日数で除するものとする。

3 第1項の規定による月割計算の方法は、年額報酬額に在職月数（前項による日割計算がなされる月を除く。）を乗じ、12で除するものとする。

（端数処理）

第6条 前条の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
別表中「

投票管理者	日額	13,000円
開票管理者	日額	13,000円

」を

「

投票管理者	日額	13,000円
開票管理者		投票所又は期日前投票所若しくは開票所の投票管理者又は開票管理者が時間内に交替する場合は、当該額を職務時間に応じて按分した額。

」に改め、

同表投票立会人の項報酬の額の欄中「12,000円」の次に「投票所又は期日前投票所の投票

立会人が時間内に交替する場合は、当該額を立会時間に応じて按分した額。」を加え、同表中「

開票立会人	日額	10,000円
選挙立会人	日額	10,000円

」を

「

開票立会人	日額	10,000円
選挙立会人		開票所の選挙立会人又は開票立会人が時間内に交替する場合は、当該額を立会時間に応じて按分した額。

」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。